

歩行者利便増進道路における利便増進誘導区域内の路上利用に関する要項

この要項は、歩行者利便増進道路における利便増進誘導区域（以下「特例区域」という。）内の路上利用に関し、必要な事項を定める。

（運営主体）

- 1 運営主体は、沿道飲食店等を運営する事業者又は事業者により組織された団体とする。
- 2 運営主体を構成する事業者は、岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員であってはならない。

（運営内容）

- 3 路上利用にあたっては、道路の構造に支障を及ぼさず、かつ、設置する物件は、移動可能なものとする。
- 4 実施する営業活動は、事業者が店舗内で現に行っているものと同一の業種及び営業時間の範囲内とする。
- 5 事業者が飲食物を提供する場合は、衛生管理に十分注意するとともに、店舗内の厨房で調理、盛り付けしたものを提供するものとする。
- 6 事業者が物品販売を行う場合は、公序良俗に反する物品等の販売は行わないこと。
- 7 路上喫煙制限区域では、区域内の道路上での喫煙はさせないこと。
- 8 営業時間終了後は、道路上に設置した物件を必ず店舗内に片付け、運営場所及びその前面の歩行空間の清掃を行うこと。

（運営場所）

- 9 運営場所は、本市が特例区域として指定した場所のうち、道路管理者の道路占用の許可及び所轄警察署の道路使用の許可を受けた区域内とする。
- 10 運営場所は、事業者又は事業者と同一の運営主体に属する事業者の店舗の前面とする。
- 11 歩行空間に来店客が立ち止まることを前提とした運営形態にならないよう配慮すること。

（周辺同意等）

- 12 運営主体を構成する事業者が入居する建物又は隣接する建物に、運営主体に属していない事業者等が入居している場合は、当該事業者等の同意を得ること。

（来店客への注意喚起）

- 13 事業者は、上記の運営内容、運営場所等について来店者に周知するとともに、これを遵守させるようすること。

（事故対応）

- 14 事業の実施に伴い事故が発生した場合は、事業者の責任において解決すること。

（道路占用料）

- 15 当該事業に係る道路占用料は、岡山市道路占用料徴収条例別表記載の額から95%を減免した額とする。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収束していないと市長が認める間は、占用料は免除する。

（利用期限）

- 16 路上利用の期間は、道路占用許可を受けた日の属する年度の年度末までとする。ただし、期間を更新することを妨げない。

(その他)

- 17 道路占用の許可及び道路使用の許可を受けた内容に変更がある場合は、事前に変更等に係る所定の手続きを行うこと。
- 18 各種法令を遵守するとともに、岡山市担当者から指示があった場合は、その指示に従うこと。
- 19 事業者がこの要項に違反した場合は、道路占用許可を取り消すものとする。
- 20 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和3年4月1日に施行する。